

死亡届出後の手続案内（市役所関係で主なもの）

富士市役所（代表0545-51-0123）

場所	担当課名	手続内容	チェック
2階	市民課 0545-55-2749	※死亡届（同届に伴う世帯主変更）について、葬祭業者をご利用の方は業者の代行により提出されています。	
		印鑑登録証カード、住民基本台帳カード	返納またはハサミ等で裁断し破棄 <input type="checkbox"/>
		マイナンバーカード、マイナンバー通知カード	諸手続き終了後、返納またはハサミ等で裁断し破棄 ※相続関係手続などでマイナンバーが必要になることがあります。 <input type="checkbox"/>
3階	国保年金課 0545-55-2751	葬祭費の請求 ○国民健康保険の方	必要な持ち物は以下の通り ①亡くなった方の国民健康保険証（世帯主が亡くなったときは国保加入者全員分） <input type="checkbox"/> ②葬儀費用の領収書（支払った人の名前がフルネームで記載されたもの） <input type="checkbox"/> ③葬儀費用を支払った人の口座振込先がわかるもの <input type="checkbox"/> ※ゆうちょ銀行の場合は通帳が必要 <input type="checkbox"/> ④委任状（葬儀費用を支払った人以外の口座に振込む場合） <input type="checkbox"/>
	後期高齢者医療に関すること 0545-55-2754	葬祭費の請求 ○後期高齢者の方 (75歳以上の方または障害認定を受けた65～74歳の方)	①亡くなった方の後期高齢者医療被保険者証など <input type="checkbox"/> ②葬儀の会葬礼状（喪主のフルネームが記載されたもの） <input type="checkbox"/> ※無い場合は喪主（葬祭執行者）のわかる葬儀の領収書など <input type="checkbox"/> ③振込口座がわかるもの（喪主のもの） <input type="checkbox"/> ※ゆうちょ銀行の場合は通帳が必要 <input type="checkbox"/> ④喪主の認印（シャチハタ不可） <input type="checkbox"/> ⑤相続人代表者の口座がわかるもの及び認印（シャチハタ不可） <input type="checkbox"/>
4階	介護保険課 0545-55-2766	介護保険被保険者証等	返納 <input type="checkbox"/>
	高齢者支援課 0545-55-2741	外出支援サービス、はり・きゅう・マッサージ費用助成事業の利用券の返納等	返納等について、お問い合わせください。 <input type="checkbox"/>
	障害福祉課 0545-55-2759	障害者手帳等	返納等について、お問い合わせください。 <input type="checkbox"/>
	こども家庭課 0545-55-2738	20歳未満のお子様を養育していた方	お問い合わせください。 <input type="checkbox"/>

●市税（固定資産税・都市計画税、個人住民税、軽自動車税、国民健康保険税）及び保険料関係は、後日手続きが必要な場合に関係課からご連絡いたします。